

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年5月7日

「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」施行に向けて
事業者・事業者団体向けカスハラ防止対策の支援を開始します。
～コンサルタント派遣及びWEBセミナーを実施～

埼玉県では、「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」を制定し、令和8年7月1日に施行します。

これに合わせ、県内の事業者及び事業者団体の取組を支援するため、無料で社会保険労務士等の専門家を派遣する「カスタマーハラスメント防止対策コンサルタント派遣事業」を開始するとともに、オンラインで学べる「カスハラ対策WEBセミナー」を開催します。

いずれも募集期間内の申込みが必要です。多くの御応募をお待ちしています。

1 カスタマーハラスメント防止対策コンサルタント派遣事業（無料）

（1）事業内容

訪問又はオンラインにより、条例の施行前にカスハラ防止対策に取り組む事業者、事業者団体を1者あたり3回以内で支援します。

※支援する事業者等は業種、事業規模等により県が決定します。

（2）支援項目（複数選択可）

- ・カスハラ防止に関する基本方針の作成
- ・カスハラ対応マニュアルの作成
- ・相談体制の整備
- ・社内研修の実施（従業員向け、管理職向け）
- ・その他、カスハラ防止対策に関し希望するもの

（3）募集期間

第1期：令和8年5月7日（木）～5月28日（木）

※第2期募集は9月頃を予定しています。

（4）支援コース

①事業者コース：15者

個々の事業者を支援します。

個人事業主、非営利活動を行う事業者なども対象です。

②事業者団体コース：5者

いわゆる業界団体を支援します。

(5) お申込先

株式会社 TMC 経営支援センター（事業受託者）

電話：048-767-6835 ファックス：048-840-3024

E-mail：hatarakikata-saitama@tmc-jinji.com

申込フォーム：

<https://tmc-soudan.com/saitama/workstyle-advisor2026/cusharaboushi/>



2 カスハラ対策 WEB セミナー（無料）

(1) 事業内容

事業者、事業者団体、就業者、顧客等向けにそれぞれに応じ、カスハラ防止対策の専門家がオンラインでセミナーを開催します。

(2) 日程等

対象	開催日	時間	主な内容	申込期限	詳細・申込
事業者向け	6月26日 (金曜日)	10時30分 ～ 12時00分	・カスハラ防止対策のポイント ・事業者間におけるカスハラ防止対策	6月22日 (月曜日)	
事業者団体向け		15時00分 ～ 16時30分	・業界別カスハラの特徴 ・業界全体での啓発活動の実施		
就業者向け	7月22日 (水曜日)	10時30分 ～ 12時00分	・カスハラ対応に当たっての基礎知識 ・よくあるカスハラケースへの対応	7月15日 (水曜日)	
顧客等向け		15時00分 ～ 16時30分	・どのような行為がカスハラなのか ・カスハラにならないためのアドバイス		

(3) セミナーの問い合わせ先

株式会社エス・ピー・ネットワーク（事業受託者）

電話：080-1313-8347 E-mail：infodesk@sp-network.co.jp

3 県のカスハラ防止対策の最新情報

県の取組内容やポスターなどカスハラ防止対策の最新情報は県ホームページで御覧いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/customerharassment/bousitaisaku.html>



4 ハラスメント対策を含む働き方改革関連事業

(1) 働き方改革推進アドバイザー派遣事業（無料）

働き方改革を推進する企業の課題解決のため、社会保険労務士等の専門家が支援します。

お申込みや詳細については県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/hatarakikata/advisor/index.html>



5 問い合わせ先

埼玉県雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区 3-15-1

電話 048-830-4518

電子メール a3960-09@pref.saitama.lg.jp